

専門委員会における運転期間延長に関する検証について

1 目的・趣旨

県では、川内原発の運転期間延長について、「原則40年」との認識の下、特例的な取り扱いの可否について、原子力政策に批判的な学識経験者を含む形で、原子力安全・避難計画等防災専門委員会の構成を見直した上で、同委員会において科学的、技術的な検証を徹底的に行い、九州電力が運転期間延長申請を行う場合には、九州電力及び原子力規制委員会に対し、厳正な対応を要請する。

2 運転期間延長に関する検証の進め方

(1) 特別委員の委嘱

- ・ 検証に必要な材料工学及び建築構造・材料学の分野の学識経験者4名について、新たに特別委員として委嘱する。

(2) 分科会の設置

- ・ 運転期間延長に関する検証を集中的かつ効果的に行うため、専門委員会の委員2名及び特別委員4名の計6名で構成する分科会を新たに設置する。

3 「原子力安全・避難計画等防災専門委員会設置要綱」改正

(1) 特別委員（第3条の2）

- ・ 川内原発の安全性に関する確認等に係る特別の事項を検討させるため必要があるときは、委員会に特別委員を置くことができる。
- ・ 特別委員は、知事が委嘱する。
- ・ 任期は、当該特別の事項に関する検討が終了する日までとする。

(2) 分科会（第5条第2項）

- ・ 委員会は、特別の事項を検討するため必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

4 「川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会運営要領」制定

- ・ 分科会は、知事が指名する専門委員会の委員及び特別委員で構成する。
- ・ 分科会は、運転期間延長に係る特別点検、劣化状況評価、施設管理方針等について科学的・技術的検証を行い、その結果を委員会に報告する。
- ・ 分科会は、その任務が終了したときは廃止する。

鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会設置要綱

(目的)

第1条 川内原子力発電所に係る安全性の確認や避難計画の検証など原子力発電所に関する諸課題について、技術的・専門的見地から意見、助言をいただくとともに、県民に対しわかりやすい情報発信などを行うため、鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、県の要請を受け、次の各号に掲げる事項について、確認・検証を行い、必要な意見・助言を行う。

- (1) 九州電力株式会社川内原子力発電所の安全性に関する確認
- (2) 鹿児島県及び関係市町が策定する避難計画など防災に関する検証
- (3) 県民向けのわかりやすい情報発信に関する検討
- (4) その他(1)～(3)に関連し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会には座長を置き、座長は、委員の互選で選出する。
- 4 座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(特別委員)

第3条の2 委員会に、第2条各号に掲げる事項に係る特別の事項について検討させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が委嘱する。
- 3 特別委員の任期は、当該委嘱に係る特別の事項に関する検討が終了する日までとする。

(会議)

第4条 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明を受けることができる。

(分科会)

第5条 委員会に、原発の安全性に関する分科会と避難計画など防災に関する分科会を設置する。

- 2 委員会は、第2条各号に掲げる事項に係る特別の事項について検討するため必要があると認めるときは、前項に掲げる分科会の他に、別途、分科会を設置することができる。
- 3 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、危機管理防災局原子力安全対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会(以下「委員会」という。)設置要綱第5条第3項の規定に基づき、川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会(以下「分科会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 分科会は、川内原子力発電所1号機及び2号機の運転期間延長に係る次の各号に掲げる事項について、科学的・技術的検証を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 九州電力株式会社が実施する特別点検及び劣化状況評価
- (2) 九州電力株式会社が策定する施設管理方針
- (3) 前二号に関連し必要な事項

(分科会委員)

第3条 分科会は、知事が指名する委員会の委員及び特別委員で構成する。

- 2 分科会に座長を置き、分科会委員の互選で選出する。
- 3 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する分科会委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 分科会は、必要があると認めるときは、分科会委員以外の出席を求め、説明を受けることができる。
- 3 分科会の検討状況は、適宜、委員会に報告する。

(庶 務)

第5条 分科会の庶務は、危機管理防災局原子力安全対策課において処理する。

(廃 止)

第6条 分科会は、第2条に定める任務が終了したときは廃止するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。